

## 2008年1月1日～2021年12月31日の間に 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科法医学分野において 解剖を受けられた方のご遺族の方へ

—「法医剖検試料を用いて行われた各種臨床検査の後方視的検討」へのご協力のお願—

本研究の内容は、研究に参加される方の権利を守るため、研究を実施することの適否について川崎医科大学・同附属病院倫理委員会にて審査され、既に審議を受け、承認を得ています。また、学長と病院長の許可を得ています。当院は川崎医科大学に情報の提供のみを行います。

研究責任者 川崎医科大学法医学 准教授 三浦雅布

### 1. 研究の概要

法医剖検においては、死体から採取された各種試料（血液、尿、髄液、気道擦過物など）について、生体用の臨床検査が行われ、その検査結果が診断の補助とされております。しかしながら、死体試料は死後の様々な変化を起こしているため、その結果がそのまま生前の病態を正確に表しているのかについて、いまだ明らかになっていない検査項目も多いのが現状です。本研究では、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科法医学分野で行われた剖検例について、剖検時に採取された死体試料を用いて行われた検査の結果を、死因や死後経過時間ごとに分析し、その有用性を検討するものです。

### 2. 研究の方法

#### 1) 研究対象者

2008年1月1日から2021年12月31日までの13年間に岡山大学大学院医歯薬学総合研究科法医学分野で解剖された方です。

#### 2) 研究期間

倫理委員会承認日～2027年3月31日

#### 3) 研究方法

上記の研究対象期間に法医解剖を受けられた方のうち、臨床検査が行われていた方について、その検査結果と、死因などとの関連について分析を行います。

#### 4) 使用する情報の種類

情報：年齢、性別、死因、死後経過時間、病歴、投薬状況、剖検で確認された病変

検査結果：一般的な血液検査（血算、Hgb、Hct、TP、Alb、T-Bil、D-Bil、AST、ALT、LDH、ALP、 $\gamma$ -GTP、CK、CHE、Cr、BUN、CRPなど）と腫瘍マーカー（CEA、CA19-9、CA125、SPAN、SCC、NSEなど）、細菌培養（気道培養など）などの検査結果

\*個人情報を特定できる情報は用いません

#### 5) 外部への情報の提供

この研究に使用する情報は、以下の研究機関に提供させていただきます。提供の際、氏名、生年月日などの個人を特定できる情報は削除し、提供させていただきます。

川崎医科大学法医学教室 三浦雅布

## 6) 情報の保存

この研究に使用した情報は、研究の中止または論文等の発表から5年間、川崎医科大学法医学内で保存させていただきます。電子情報の場合はパスワード等で制御されたコンピューターに保存し、その他の情報は施錠可能な保管庫に保存します。

## 7) 研究計画書および個人情報の開示

ご遺族のご希望があれば、個人情報の保護や研究の独創性の確保に支障がない範囲内で、この研究計画の資料等を閲覧または入手することができますので、お申し出ください。

また、この研究における個人情報の開示は、ご遺族が希望される場合にのみ行います。ご遺族の同意により、他のご親族等（父母（親権者）、配偶者、成人の子又は兄弟姉妹等、後見人、保佐人）を交えてお知らせすることもできます。内容についておわかりになりにくい点がありましたら、遠慮なく担当者にお尋ねください。

この研究は氏名、生年月日などの個人を直ちに特定できるデータをわからない形にして、学会や論文で発表しますので、ご了解ください。

この研究にご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。また、亡くなられた方の情報が研究に使用されることについて、ご遺族の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、2026年12月31日までの間に、下記の連絡先までお申し出ください。

### <問い合わせ・連絡先>

川崎医科大学法医学教室

氏名：三浦雅布

電話：086-462-1111 内線 26507（平日：10時00分～17時00分）

ファックス：086-464-1530

E-mail：[masanobu@med.kawasaki-m.ac.jp](mailto:masanobu@med.kawasaki-m.ac.jp)

### <研究組織>

研究代表機関名 川崎医科大学

研究代表責任者 川崎医科大学 法医学教室 准教授 三浦雅布

（既存）試料・情報の提供のみを行う機関

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 法医学分野 教授 宮石智

## 3. 資金と利益相反

この研究は、川崎医科大学学内研究費を用いて行われる予定です。

研究をするために必要な資金をスポンサー（製薬会社等）から提供してもらうことにより、その結果の判断に利害が発生し、結果の判断にひずみが起こりかねない状態を利益相反状態といいます。本研究に関する利益相反の有無および内容について、川崎医科大学利益相反委員会に申告し、適正に管理されています。